

平成27年5月21日

〒470-1151

愛知県豊明市前後町五軒屋1565

豊明法律事務所

株式会社ブライド・トゥー・ビー代理人 弁護士 永田 友和 様

特定非営利活動法人

あいち消費者被害防止ネットワーク

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

TEL: 052-265-9258

FAX: 052-265-9259

再々申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、貴職より平成27年3月12日付け再回答書にて、挙式・ご披露宴成約申込規約 平成23年10月16日改訂版（以下「本契約書」といいます。）の再修正案等をご提示いただきました。

そこで、ご提示いただいた再修正案を再検討し、別紙のとおり、再々申入れ（以下「本申入れ」といいます。）等を行います。

貴職の見解や対応についてご検討いただき、平成27年6月25日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴職からの回答の有無及び回答内容、当初申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがありますことを申し添えます。

敬具

第1 本申入れ事項—第9条 衣装の取消料

【修正前】

販売商品に関しましてはご契約から一週間でクーリングオフ期間となり、8日以降契約決定と致しまして業者へ発注致します。

クーリングオフ期間後販売商品はキャンセルできかねます。キャンセルの場合は商品の全額を申し受けます。

レンタル商品に関しましてクーリングオフ期間としてご契約日より一週間以内のキャンセルは無料とさせていただきます。8日以降契約決定となります。契約後のキャンセルは下記のお取消料を申し受けます。

取消日のご使用日より起算して	お取消料
ご契約後8日以降～ご使用予定日の30日前まで	商品レンタル価格の50%
29日前～挙式当日	商品レンタル価格全額

レンタル商品に関してのご契約後のご衣裳の変更は可能となります。

レンタル商品におけるご使用中の紛失・汚損・その他事故を生じた場合は補償の実費総額を申し受けます。

【平成25年10月31日付回答書による修正案】

販売商品に関しましてはご契約から一週間でクーリングオフ期間となり、8日以降契約決定と致しまして業者へ発注致します。

クーリングオフ期間後販売商品はキャンセルできかねます。キャンセルの場合は商品の全額を申し受けます。

レンタル商品に関しましてクーリングオフ期間としてご契約日より一週間以内のキャンセルは無料とさせていただきます。8日以降契約決定となります。契約後のキャンセルは下記のお取消料を申し受けます。

取消日のご使用日より起算して	お取消料
364日前～180日前まで	商品レンタル価格の10%
179日前～120日前まで	商品レンタル価格の20%
120日（119日の誤りか）前～90日前まで	商品レンタル価格の30%
89日前～60日前まで	商品レンタル価格の40%
59日前～30日前まで	商品レンタル価格の50%
29日前～当日	商品レンタル価格全額

1 本申入れの趣旨

- (1) 「業者へ発注致します」との文言を、貴社運営のレンタルドレスショップへのレンタル依頼であることが分かる正確な表現に変更してください。
- (2) 364 日前から当日までの取消料につき、貴社に生ずべき平均的損害を超えない額にするとともに、主に 29 日前～当日までの取消料について、キャンセルされたことにより貴社が支出を免れることになった経費分（直前の試着や補正にかかる費用、着付けのための人件費、クリーニング費用等）を差し引いた額としてください。

なお、貴社に生ずべき平均的損害が明らかにされない場合には、貴社に生ずる損害額を、貴社規定第 10 条に定める持ち込み保管料相当額程度と想定せざるをえませんので、この金額（新郎衣裳 1 点 3 万円、新婦衣裳 1 点 5 万円）を基準に、貴社に生ずべき平均的損害を超えない額を規定してください。
- (3) 貴社からのレンタル商品のキャンセル後、改めて貴社から別のレンタル商品を契約した場合、あるいは、貴社以外から衣裳手配（購入を含む）をした場合（持ち込み保管料を徴収する場合）には、上記取消料がかからないようにし、その旨を明示してください。また、本条項が適用される場面は、貴社から、衣裳レンタルのみをしている消費者が、そのレンタル商品をキャンセルし、かつ、再度貴社から商品レンタルをしなかった場合に限るものであることを明示してください。
- (4) 仮に、商品レンタル価格を基礎として取消料を定める場合には、算出の基礎となる「商品レンタル価格」が、現実のレンタル価格（割引後の価格）であることを明示してください。

2 本申入れの理由

(1) 本申し入れの趣旨（1）について

消費者契約法 3 条は、消費者と事業者との情報の質及び量や交渉力の格差に鑑み、事業者に対し、消費者にとって、契約内容が明確であり、平易であることを求めています。

しかしながら、本条項は、「業者へ発注致します」との文言となっており、貴社運営のレンタルドレスショップへレンタル依頼をすることを意味しているとは読めません。すなわち、本条項は、真実とは異なる契約内容を規定しているといわざるを得ません。

したがって、消費者にとって契約内容が正確かつ明確になるよう、本条項の「業者へ発注いたします」との文言を、貴社のレンタルドレスショップへのレンタル依頼であることが分かる正確な表現に変更してください。

(2) 本申入れの趣旨(2)について

ア 貴社に生ずべき平均的損害とは

平成25年10月31日付回答書による修正後の規定では、364日前から30日前までの取消料が、レンタル価格の10%から50%と段階的にあがり、29日前から当日までは一律にレンタル価格全額となっています。

しかしながら、衣裳レンタルの場合、少なくとも6か月以上前のキャンセルにおいて、貴社に生ずる損害があるとは考えられません。

また、他の適格消費者団体が、貴社同様の挙式用貸衣装レンタル業者に対し、取消料規定の是正申し入れをしたケースでは、取消料を、挙式日から起算して90日前から15日前までは30%、14日前から7日前までは50%、6日前から2日前までは80%、前日及び当日は100%とする内容に改定された例があります。この例と比較すると、貴社の規定は、取消料の上昇時期が早く、かつ上昇率が高いことが明らかですが、貴社には、上記例に比して高い損害が認められる根拠がありません(これを超える損害が発生している場合には、その旨を明らかにして下さい)。

したがって、364日前から当日までの取消料につき、レンタル価格に乗ずる割合を減じ、貴社に生ずべき平均的損害を超えない額としてください。

イ 29日前～当日のキャンセル料について

29日前～当日にキャンセルされた場合、貴社には、キャンセルに伴い支出を免れることになる経費が生じますが(直前の試着や補正にかかる費用、着付けのための人件費、クリーニング費用等)、これはキャンセルに伴う貴社の損害とはなりえません(東京地判平成23年11月27日)。

したがって、29日前～当日のキャンセルの場合の取消料について、キャンセルにより貴社が支出を免れることになった経費分を差し引いた額としてください。

ウ 平均的損害額を明らかにしない場合の損害額の推定

貴社規定第10条は、「お持ち込み保管料」を規定しています。同条は「お持ち込み保管料」名目ではありますが、事前の保管の必要性は、貴社からのレンタル商品の場合でも同様であり、かつその場合に保管料を徴収していないことからすると、同条の「お持ち込み保管料」とは、貴社からのレンタルであれば得られたはずの貴社の利益を填補する目的で徴収されているものと考えられます。

したがって、平均的損害額を明らかにされない場合には、貴社からのレンタル商品をキャンセルした場合の貴社の損害を「お持ち込み保管料」相当額程度

(新郎衣裳1点3万円, 新婦衣裳1点5万円)と考えるので, これを基準に, 貴社に生ずべき平均的損害を超えない額の取消料を規定してください。

(3) 本申入れの趣旨(3)について—衣裳変更の場合を除いていないこと

貴社からのレンタル商品のキャンセル後, 改めて貴社から別のレンタル商品を契約した場合は, 空いていた商品に乗り換えるものであり, 貴社は新たなレンタルにより利益を確保することができるため, 貴社の損害は観念できません。

また, 貴社レンタル商品のキャンセル後, 貴社以外から衣裳手配(購入を含む)がされた場合は, 貴社は, お持ち込み保管料を徴収することにより, 貴社からのレンタルであれば得られたはずの利益を填補することができるため, やはり貴社の損害はありません。

したがって, 貴社レンタル商品のキャンセル後, 貴社あるいは貴社以外から新たなレンタル商品が契約された場合(購入を含む)には, 取消料がかからないようにし, その旨を明示してください。

加えて, 消費者が, 挙式・披露宴実施契約の解約と併せて, レンタル商品のキャンセルをした場合には, 第7条に規定されている挙式披露宴実施契約の取消に伴う取消料を支払うこととなりますが, この取消料には, レンタル商品のキャンセルに伴う取消料が含まれています(お見積もり額にレンタル商品価格が含まれていると考えられるため)。

したがって, 本条項により取消料がかかるのは, 貴社から, 衣裳レンタルのみをしている消費者が, そのレンタル商品をキャンセルし, かつ, 再度貴社から商品レンタルをしなかった場合に限るものであることを明示してください。

(4) 本申入れの趣旨(4)について

貴社は, レンタル価格を, 一定の場合に, 10万円引き, 15万円引きなどといった形で割引き, 割引後の価格にて契約をしていますが, レンタル商品をキャンセルする場合には, 取消料算出の基礎となる「商品レンタルの価格」を, 割引前の高い価格とする取扱いをしているようです。

しかしながら, 取消料算出の根拠となる「商品レンタル価格」は, 当該顧客に対する現実のレンタル価格, すなわち各種割引後の価格とすべきです。なぜならば, 取消料とは, あくまで貴社が得られたはずの利益を補填するものですが, 貴社に, 現実の(割引後の)レンタル価格以上の利益(損害)が発生することはないからです。

したがって, 商品レンタル価格を基礎として取消料を定める場合には, 上記取扱いを改め, 取消料算出の基礎となる「商品レンタル価格」が, 現実のレン

タル価格（割引後の価格）であることを明示してください。

第2 その他の事項

1 第7条 お客様によるお取消

現在検討中です。

2 第20条 管轄裁判所

【平成27年3月12日付再回答書による再修正案】
本契約に関する訴訟は、弊社本店の所在地を管轄する裁判所で行うこととさせていただきます。但し、他の管轄を排除するものではありません。

本条項につきましては、当団体の申し入れの趣旨に沿った再修正案をご提示いただいたものと認識しております。他の条項に先立ち、早急に、本契約書の
本条項をご改訂いただければと存じます。

以 上